

福津市未来共創センター 登録団体のみなさま
≪ 公共施設使用料減免申請の手続きについて ≫

登録団体のみなさまが団体の目的に沿った公益活動を行うために、以下の対象施設を利用する場合、事前に申請することで使用料の減免を受けることができます。

【対象団体】福津市未来共創センター 登録団体

※ただし、営利団体及び NPO 法人以外の法人格を持つ団体は対象となりません。

【対象施設】福津市複合文化センター(カメラステージ)/宮司コミュニティセンター/
郷づくり交流センター/福津市中央公民館/福津市健康福祉総合センター ふくとぴあ

【減 免 額】半額(冷暖房使用料を除く)

【手順手順】(詳細は別紙「施設減免申請手続き」をご参照ください)

1. 「施設使用料減免確認書(福津市未来共創センター登録団体用)」を未来共創センターに提出して、活動内容が減免対象になるか事前確認してください。※確認期間:1 週間程度

※活動内容が分かる資料(企画書、チラシ、参加費がある場合は収支計画書等)を合わせて提出願います。

2. 市が「施設使用料減免確認書」の確認済書欄に記載の上、未来共創センターから団体(申請者)様へお渡します。

3. 施設予約をしてください。予約時に「未来共創センターの登録団体としての活動であり、減免対象にできるとセンターが確認済みである旨」を施設運営者へ伝えてください。

4. (福津市健康福祉総合センター ふくとぴあ のみ)

① 「健康福祉総合センター使用料減免申請書」を記入し、未来共創センターに提出ください。

② 確認欄へ押印後、団体(申請者)様へお渡します。※確認期間:3 日間程度

③ ふくとぴあ窓口へ「使用料減免申請書(確認欄 押印済み)」等を提出してください。

【注意事項】

※団体会員のための勉強会や健康づくりなど、自助的な活動は減免の対象となりません。

総会など、団体の構成員以外の方が参加できない共益活動は減免の対象となりません。

※既に支払った使用料を払い戻すことはできません。

使用料を支払う前に施設使用料減免確認書の提出及び減免申請の手続きを行ってください。

※施設利用の可否や使用料の額の決定については、各施設の規則に則ります。

入場料や物品販売の有無など、活動内容によって各施設の利用可否や使用料基準が異なります。

福津市未来共創センター 公共施設使用料減免申請の手続きについて <各施設手続き一覧>

		福津市複合文化センター (カメラアステージ)	宮司コミュニティ センター	郷づくり 交流センター	福津市中央公民館	ふくとぴあ
予約期日		・ホール/楽屋：12か月～1か月前 ・リハーサル室：1か月～10日前 ・その他：6か月～10日前	3か月～10日前	1か月～10日前	・ホール/舞台：12か月～1か月前 ・その他：6か月～10日前	4か月～1か月前
予約 方法 (※)	電話	-	-	-	-	○
	ネット	○	○	○	-	○
	窓口	○	○	○	○	○
支払い時期		予約日から1週間以内	【ネット予約】 予約日から10日以内 【窓口予約】 予約時	利用日の前日まで	利用日の予約時間前まで	利用日の予約時間前まで
減免確認書を各施設に 提出する時期		支払い時	支払い時	-	予約時	別紙参照
支払い場所		窓口	窓口	金融機関・市役所	窓口	窓口

(※) 予約をされる際は、必ず減免の旨を各施設へ共有ください。

【電話】減免の旨をお申し付けください。【ネット】公共施設予約システムの備考欄に減免の旨を記載ください。【窓口】減免確認書を提出してください。